

養介護施設従事者等による 高齢者虐待の疑いがある場 合の施設の対応について

群馬県健康福祉部介護高齢課

高齢者虐待防止法の規定

5条

養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

21条

養介護施設従事者等は、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

高齢者虐待の通報

通報義務

養介護施設従事者等については、通報は義務（＝しなければならない。）

高齢者虐待を受けたと思われる
高齢者

合理的に考えて、一般人であれば虐待があったと考える程度であれば該当する。

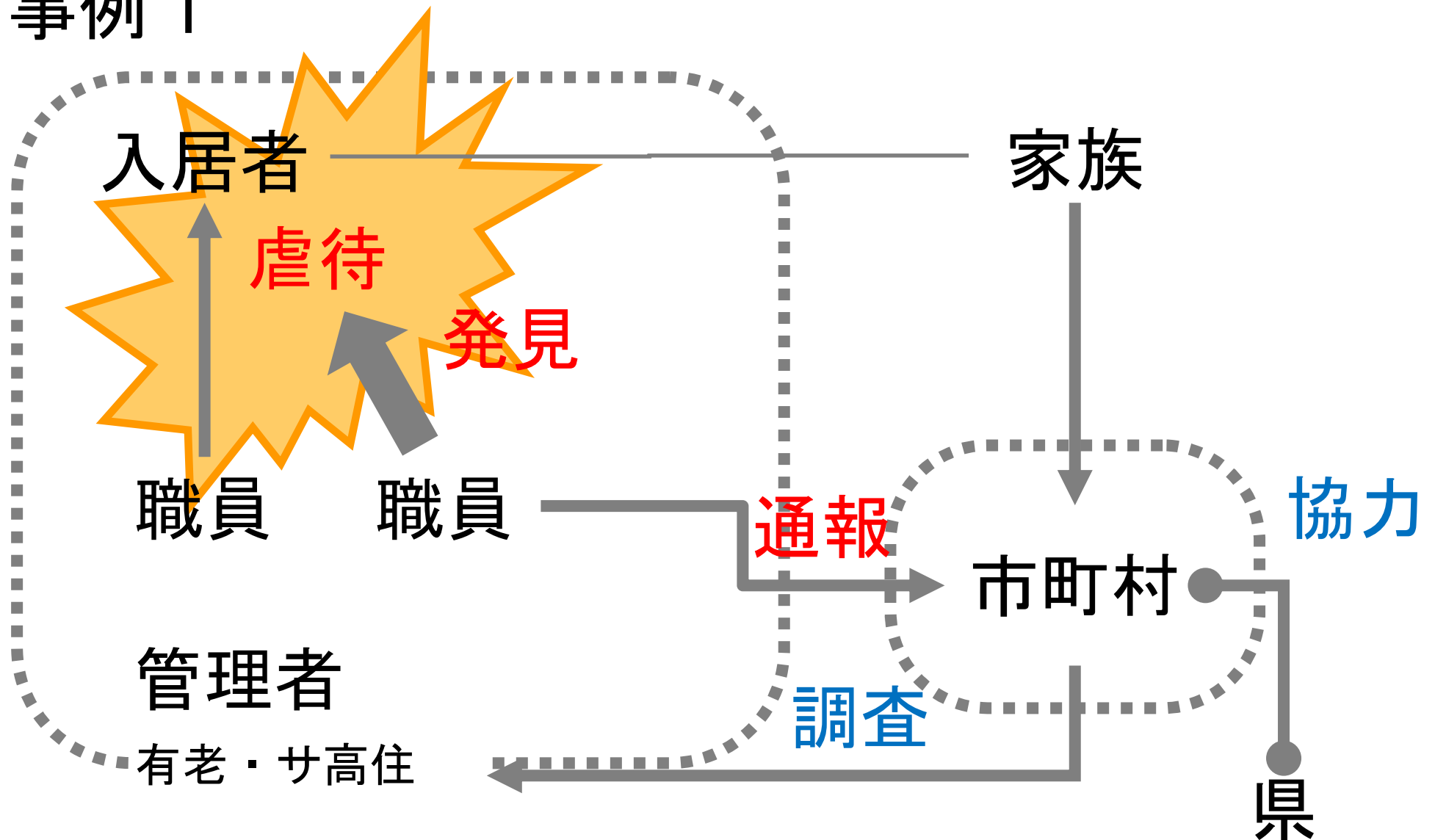
通報先

市町村

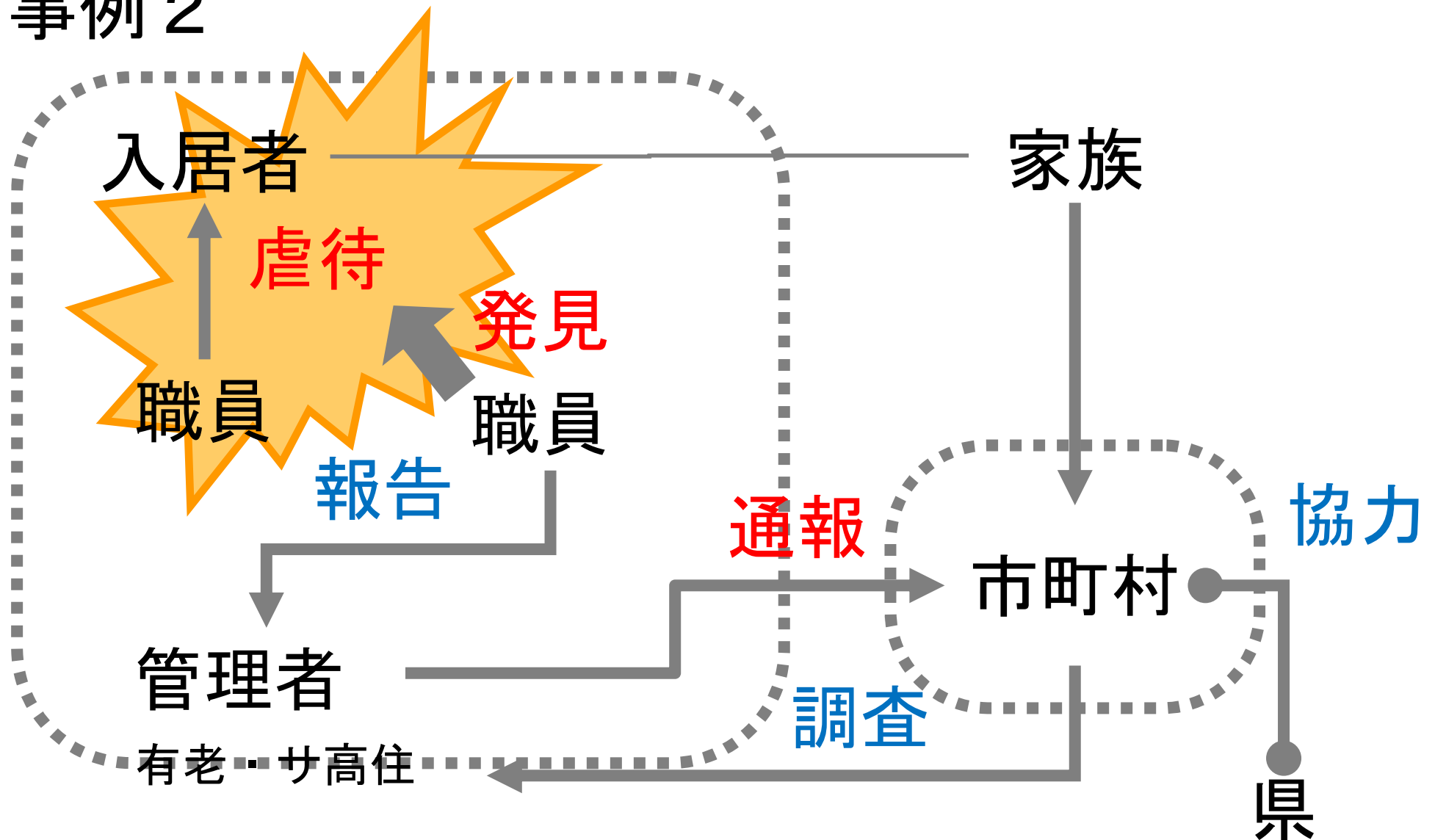
警察への通報

- 高齢者虐待の疑いではなく、高齢者虐待を明確に発見したとき
- 暴行や傷害、横領などの明確な犯罪であれば、警察に通報
- 警察や入居者本人、家族への対応後に、市町村への通報

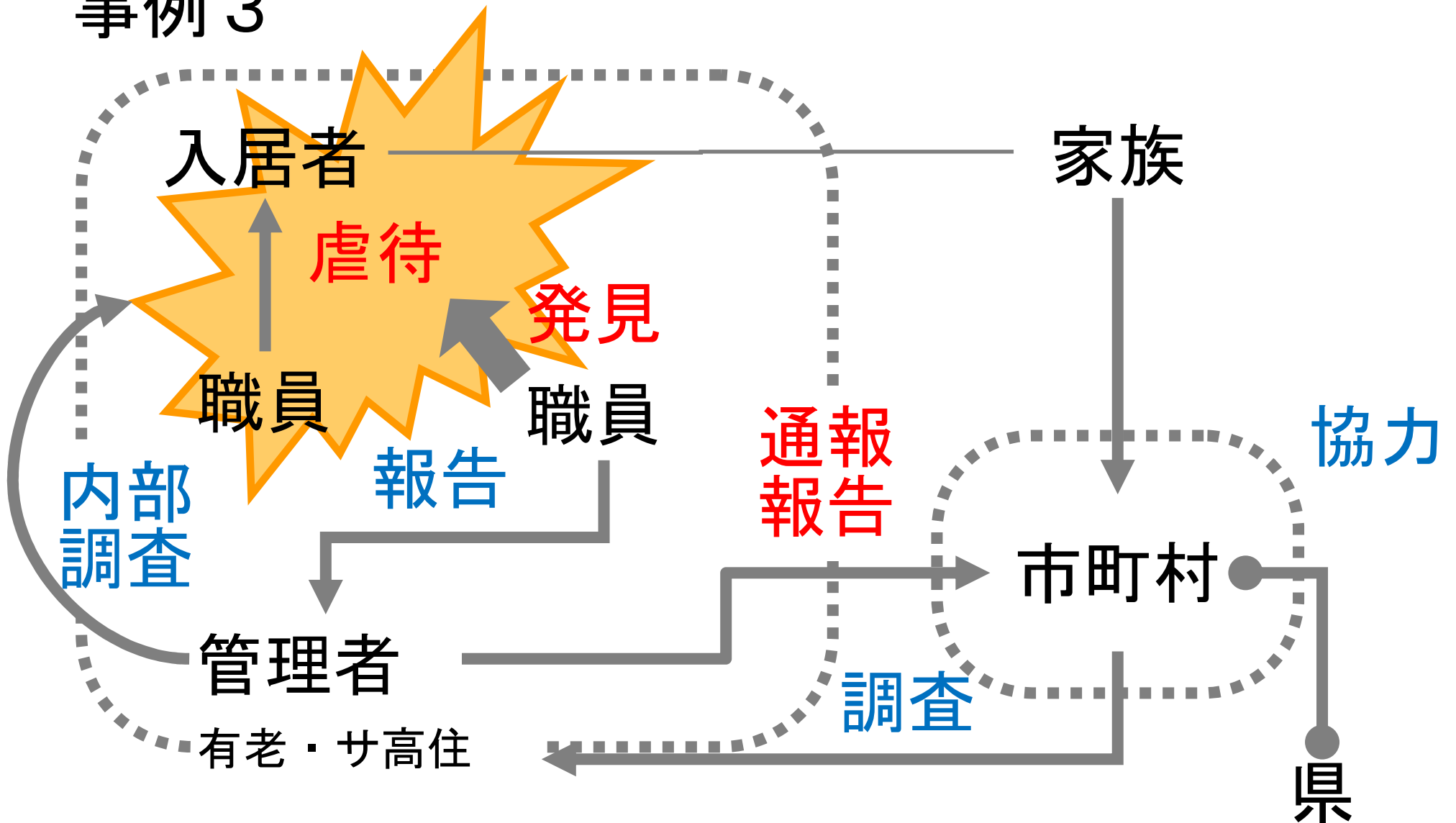
事例 1



事例 2



事例 3



通報者の保護

○職員には守秘義務がある。

○守秘義務があっても、原則として高齢者虐待の通報をしなければならない。

○通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。